



各 位

会 社 名 株式会社 ワ ッ ツ  
代表者名 代表取締役社長 平岡 史生  
(JASDAQ コード番号： 2 7 3 5 )  
問 合 先 取締役経営企画室長 山本 喜一郎  
電話番号 0 6 - 4 7 9 2 - 3 2 8 0 (代)

## 『業務の適正を確保するために必要な体制（内部統制システム）』に関する基本方針決議のお知らせ

当社は、平成 23 年 10 月 12 日開催の取締役会において、『業務の適正を確保するために必要な体制（内部統制システム）』に関する基本方針を、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

### 【業務の適正を確保するために必要な体制】

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
取締役及び使用人が法令及び定款を遵守し、倫理を尊重できるように「コンプライアンス規程」「倫理規程」を制定し、周知徹底を図る。  
また、コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制の維持・向上を図る。  
更に、「内部通報規程」を制定し、通報窓口を設置して不正行為等の早期発見に努めるとともに通報者の保護を徹底する。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制  
取締役の職務の執行に係る情報は、「文書管理規程」に基づき適切に保存及び管理する。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制  
「リスクマネジメント規程」に基づき、取締役会でリスクの検討・抽出を行い、損失発生 の事前防止に努める。  
また、必要に応じて研修を行い、「各種規程」「マニュアル」の周知徹底を図る。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制  
「取締役会規則」「会議規程」に基づき毎月 1 回取締役会を開催する。  
また、適時開催の経営会議においては、情報・意見交換を促進、効率的な職務の執行に努める。
5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制  
取締役会は、子会社を含めた全部門での業務の遂行状況について月次に報告を受け、課題や問題点につき関係部門等に指示を出す。  
当社及び子会社各社は、グループ共通の「コンプライアンス規程」「倫理規程」に基づき、法令遵守・企業倫理の周知徹底を図る。  
また、「内部通報規程」を制定し、通報窓口を設置して不正行為等の早期発見に努める。  
当社の内部監査室においては、「内部監査規程」に基づき、当社及び子会社各社の内部監査を行い、重大な指摘事項で改善を要すると認められる事項がある場合は、代表取締役の承認を得て、改善を勧告し、フォローアップ監査を行う。

6. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項  
必要に応じて、監査役の業務を補助すべき使用人を監査補助者として置くものとする。  
監査補助者は監査役から監査業務に関する指示命令を受けたときは、これに関して取締役及び他の使用人の指示命令は受けないものとする。
7. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制  
取締役及び使用人は、以下の事項を監査役に報告する。
- (1) 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実
  - (2) 内部監査の実施状況
  - (3) 内部通報の状況
  - (4) 不正行為や重要な法令違反並びに定款違反行為
  - (5) 重要な会計方針、会計基準及びその変更
  - (6) その他重要な事項
8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制  
監査役は、経営方針決定の経過及び業務執行の状況を知る為に、取締役会に加え経営会議等の重要な会議に出席する。  
また、各会議議事録・主要な稟議書・その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役及び使用人に説明を求める。  
その他、監査役は会計監査人及び内部監査室との情報交換に努め、当社及び子会社各社の監査の実効性を確保する。

以上